

# 日本企業部門ニュースレター

ポーランド・2009年11月

## 関税 & 国際貿易

### EU-韓国間の自由貿易協定と、通関手続きの効率化



#### なぜ今、関税が大切なのか？

##### EU-韓国 自由貿易協定

2009年10月、欧州連合(EU)と韓国が自由貿易協定(Free Trade Agreement、以下FTA)の締結合意に至った。EUおよび韓国でそれぞれ、署名、議会承認される必要はあるが、2010年後半には発効することが予定されている。

このFTAが、ポーランド・韓国間の輸出入取引に与える潜在的な影響として、考慮すべき重要なポイントは以下が挙げられよう：

- EUおよび韓国を原産地とする大部分の物品に対する関税の撤廃
- 通関、貿易業務の簡素化
- 非関税障壁の制限
- 貿易における技術的障害の縮減

ポーランド・韓国間の貿易取引上、免税措置の恩典を受けるためには、対象となる物品がEUもしくは韓国をその原産地とする必要がある。規程の条件によれば、(EUもしくは韓国内で)物品の製造に利用された原材料のうち、他国より持ち込まれたものの価値総額が、工場出荷時点価格の50%を超過してはならない。

ポーランド・韓国間の貿易取引に際し、この関税メリットを確実に活用するためには、該当物品の原産地証明を適切に取得しておく必要があり、FTAの発効にあわせ、輸出業者や輸入業者と協調することが肝要となる。

##### 日系企業にとってのインパクトは？

- 韓国企業のEU市場での価格優位性が増大、輸入量の増大(特に、自動車、デジタル家電分野)
- 現地企業が韓国企業との取引を選好
- 日系企業にのみ、製品開発・設計に伴う関税分類リスクが残存
- 原材料・部品等の現地調達拡大が課題
- 非価格面での競争力増強が必要
- 関税の節税スキームの導入

#### 連絡先：

山崎 俊幸  
マネージャー  
Tel: 48-71-356-1203  
Mobile: 48-519-507-503  
t.yamasaki@pl.pwc.com

#### 発行人：

森山 進  
地域統括パートナー  
Tel: 48-22-523-4971  
steve.moriyama@pwc.be

PwC ポーランド  
www.pwc.com/pl  
www.taxonline.pl

PwC ベルギー・中東欧  
www.pwc.com/jp/ja/japan-  
desk/belgium

© 2009 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.  
プライスウォーターハウスクーパースとは、  
PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォー  
ターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしは  
そのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離  
独立した法的組織となっています。

## Authorized Economic Operator (AEO) 資格の取得

AEO は、特定の条件を満たした企業にのみ付与されるもので、EU 諸国の関税当局や取引相手先企業から、信頼に足る貿易相手として認識される。

関税諸規則上、3 種類の AEO 資格が認められており、ニーズに合わせて登録申請することが可能である：

- **AEO – 通関手続きの簡易化** – 関税諸規則によって設定された要求事項を満たせば、AEO 企業は種々の簡易化手続きの便益を享受できる。
- **AEO – 安全・保安管理業務の簡易化** – AEO 資格を有する企業は、EU 域内の関税領域への物品の移出入の際に必要な安全・保安管理上の手続きを、より迅速・容易に実施することが可能となる。
- **AEO – 通関手続きおよび安全・保安管理業務の簡易化** – 関税諸規制によって認められる簡易化通関手続きに加え、物品の安全・保安管理手続きの迅速化を併せて図ることが可能となる。

この AEO 資格に興味をもつ企業は、年々増加してきており、AEO 資格を有する企業は、関税当局、税務当局、取引相手先から、より信頼できる取引先として認識されるようになってきている。

AEO 資格を取得することで、以下のような追加的なメリットもある：

- 物品に関する実際上の税関管理手続き・文書上の管理の手間を縮小できる
- 優先的に通関を行うことができる
- 積荷が税関管理の対象とされた場合に、適切な通知を受けることができる
- 税関以外の場所でも、税関管理手続きを行うことが可能となる
- 将来的には、事前承認の付与や、限定された範囲内ではあるが、移出前申告も承認されうる
- 簡易的通関手続きの利用促進

**通関手続きの簡易化の AEO 資格を保有していれば、簡易的通関手続きの承認を容易に入手することができる。ポーランドでは特に、輸入 VAT (付加価値税) の支払いを回避することができるため、キャッシュ・フローの劇的な改善につながる (VAT 申告書上で調整計算を行う)。**

## 関税停止措置 - 新規申請の期限

一定の場合、EU 域内の法人は、欧州委員会からの承認を得れば、EU 域外諸国からの物品に係る輸入関税率を一時的に減少、もしくは支払を停止させることができる。

輸入物品に係る関税の減額を望む場合、この新しい関税停止措置の利用、もしくは関税割当制度の適用をお勧めする。

ポーランドでは、これらの新規申請が 2010 年 1 月 31 日までに経済省に提出されれば、2011 年 1 月 1 日までには承認が下り、導入が可能となる。

以上、簡単に要旨を説明させて頂きましたが、より詳細な情報をご希望される場合は、お気軽に山崎までご連絡ください。